

東京大学ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定）第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、ナノ技術、量子科学及びITハードウェアの先端的融合領域におけるイノベーションの創出のための研究及び教育を推進するとともに、国内外の大学・研究機関・企業との連携拠点の役割を果たすことにより、その発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 機構においては、前条の目的を達成するため、ナノ量子情報エレクトロニクスに関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究及び人材育成の推進
- (2) 国内外の大学・研究機関・企業との連携の推進
- (3) 研究及び教育に必要な会議の開催
- (4) 研究成果の社会への還元
- (5) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 機構に、室員として特任教員及び特任専門員等を置くことができる。

- 2 常勤の教員又は職員に室員を兼ねさせることができる。

(機構長)

第5条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授のうちからプロボストが指名する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究及び人材育成の推進)

第8条 機構に、ナノ量子情報エレクトロニクスに関する研究を推進するため別表1に定める部門及び別表2に定める企業ラボを置く。

2 機構に、ナノ量子情報エレクトロニクスに関する人材育成を推進するため、教育・人材育成委員会を置く。

(事務)

第9条 機構に関する事務は、生産技術研究所事務部で行う。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 (第8条第1項関係)

部門
ナノ量子情報エレクトロニクス部門
次世代ナノエレクトロニクス部門
量子情報科学技術基盤部門

別表2 (第8条第1項関係)

企業ラボ
東大シャープラボ
東大NECラボ
東大日立ラボ
東大富士通ラボ